

## 事業承継税制の特例について（その2）

平成30年度で拡充された事業承継税制の特例（以下「特例制度」と言います）についての解説の第2回めです。今回は、**特例制度適用時までの重要な要件**を紹介します。

### 1 特例制度を利用するための「期限」

今回の特例制度は、後継者への経営の移譲を促進するため、次の期限が定められています。

① **特例承継計画の提出期限は2023年3月31日まで**（あと4年8ヶ月）

特例承継計画を都道府県に提出し、その**確認**を受ける必要があります。

② **自社株贈与の実施期限は2027年12月31日まで**

①の計画提出・確認後に自社株を贈与するのが原則ですが、2023年3月31日までの贈与については、贈与後に承継計画を提出することも可能です。

（参考） 確認後、贈与する前に相続が発生した場合は、相続税の納税猶予制度を選択できます。また、2023年3月31日までの相続については、相続後に承継計画を提出することも可能です。



### 2 特例制度の適用対象となる会社の要件とは

① **中小企業基本法で定める中小企業者であること**（法人税の中小企業とは範囲が異なります）

例えば、製造業では資本金3億円以下又は従業員数300人以下でも適用対象となりますが、小売業では資本金5千万円以下又は従業員数50人以下の企業でないと適用対象になりません。

② **資産管理会社（資産保有・運用型会社）は適用除外**

事業を行っていない単純な資産管理会社は基本的に適用対象外ですが、事業実態によっては適用可能です。この要件は贈与・相続後ずっと満たす必要があります、きわめて重要です。

③ **上場会社、風営法の適用を受ける会社は適用外**

### 3 先代経営者（贈与者・被相続人）の要件

制度を適用するには先代経営者に次の要件があります。

① **先代経営者を含む同族関係者で議決権の50%超を有し、かつ先代経営者が後継者を除いた中の筆頭株主であること**

② **先代経営者がいずれかの時点で代表権を有していたこと**

③ **贈与時において会社の代表権を持たないこと**（経営者交代を確実にする目的）

### 4 特例後継者の要件

この特例制度で自社株の贈与を受ける後継者を、「特例後継者」と言います。特例後継者であるため、下記の要件は、実質的に次世代の経営者としての地位に就き、会社事業を発展させていく経営者として、わりあい常識的なものだと考えられます。

① **贈与時に20歳以上であること**

② **贈与時で3年以上会社の役員の地位として**いること（相続では相続時点で役員であればOK）

③ **贈与時に当該会社の代表権を有していること**（相続時には5か月以内に代表権を有すること）

④ **贈与等の後に後継者と同族関係者を合算して当該企業の議決権の50%超を有していること**

⑤ **後継者が同族関係者の中で筆頭株主であること**（後継者が複数の場合は、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも回らないこと）

⑥ **贈与等の際にその確定申告期限まで株式等を引き続き有していること。**

#### @8月の予定

8/10・7月分源泉所得税  
・住民税の特別徴収税額納付期限

8/31・6月決算法人の確定申告  
・9,12,3月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

